

～ いつでも、どこでも、便利に ～ 建築計画概要書等の WEB 閲覧 と 窓口での セルフ方式 による書類交付を開始します！

川崎市では、令和 8 年 3 月 16 日から、不動産調査等に利用される建築計画概要書、定期報告概要書、開発登録簿の WEB 閲覧を開始します。これにより、川崎市役所本庁舎 18 階まちづくり局指導部建築管理課の窓口で閲覧・取得いただいている建築計画概要書等が、窓口へお越しただかなくても自宅やオフィス等で簡単に閲覧・取得できるようになります。

併せて、窓口システムを利用した上記書類を含む建築・開発関係書類の交付について、物件検索から書類取得までの全ての処理を来庁者自身で行うセルフ方式へ変更するとともに、窓口システムから閲覧・取得できる書類の種類を追加することにより、必要な書類をより迅速かつ容易に取得できるようにします。

本市では、デジタル技術を効果的に活用し、建築・開発分野における各種行政手続の DX 化の取組を進めることにより、申請者の利便性向上と窓口の効率化を図ってまいります。

1 今回の取組のポイント

(1) WEB 閲覧(*1)の開始

- 建築計画概要書、定期報告概要書、開発登録簿(*2)が市役所窓口へ来庁せずに **御自身の PC やスマートフォン等から閲覧可能！**
- 閲覧した建築計画概要書等の**印刷が可能！**
- 閲覧・印刷に係る手数料は**無料！**
- 台帳記載事項証明の**電子申請にも対応！**
- **開庁時間以外(*3)の閲覧・印刷も可能！**

(*1) 事前に WEB 閲覧システムの利用者登録手続が必要

(*2) 開発登録簿は参考図書としての公開

(*3) 毎日午前 7 時～午前 0 時に利用可能



(2) 市役所窓口での閲覧・取得に係る変更

- 物件検索から書類取得までの全ての処理を来庁者自身で対応可能（完全セルフ化）！

<現在>

① 窓口システムで物件検索 →各種書類の交付申請【申請者】
② 書類の印刷【市職員】
③ 手数料の徴収【市職員】
④ 書類の交付【市職員】

<変更後>

① 窓口システムで物件検索 →各種書類の交付申請【申請者】
② 課金機へ手数料投入【申請者】
③ 書類の自動印刷【窓口システム】
④ 書類の交付【窓口システム】

- 窓口システムから**閲覧・取得できる書類を 2 種類追加！**

- ① 位置指定道路の図面閲覧及び証明交付（まちづくり局指導部建築審査課から移管）
- ② 一団地認定の縦覧（まちづくり局指導部建築指導課から移管）

2 概要

(1) WEB 閲覧の開始

ア 開始日時

令和8年3月16日(月)午前7時

イ 新規開設するWEB 閲覧システム

川崎市建築関連情報等WEB 閲覧システム

(公開URL: <https://kenchikujoho.city.kawasaki.jp>)

ウ 利用にあたって必要な手続

事前に、オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)で「建築関連情報等WEB 閲覧システムの利用者登録」の申請を行っていただき、本市がその申請を承認する必要があります。審査には一定のお時間がかかりますので、余裕を持って申請を行うようにしてください。なお、オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)を初めて利用される場合には、あらかじめオンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)の利用者登録も必要となります。

エ 閲覧・印刷できる書類

建築計画概要書、定期報告概要書、開発登録簿

※開発登録簿は参考図書としての公開

※オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)との併用で台帳記載事項証明の取得(郵送・有料)も可能

オ 利用可能日時

毎日 午前7時～午前0時(メンテナンス等により利用を停止または制限する場合あり)

カ 手数料

無料(閲覧に係る通信料、印刷に係る用紙代等は自己負担)

(2) 市役所窓口での閲覧・取得に係る変更

ア 変更日時

令和8年3月16日(月)午前8時30分

イ 変更する窓口システム

川崎市建築関連情報等セルフ検索システム

ウ 閲覧・取得にあたっての変更点

① 窓口システムの完全セルフ化

現在、職員が行っている書類の印刷や手数料の徴収に係る事務をシステムによる自動処理に変更します。これにより、物件の検索から書類交付までの全ての処理を来庁者自身で行えるようになります。

② 窓口システムから閲覧・取得できる書類の種類追加

現在、まちづくり局指導部建築審査課の窓口で対応している「位置指定道路」に関する書類と、まちづくり局指導部建築指導課の窓口で対応している「一団地認定」に関する書類が、窓口システムで閲覧・取得できるようになります。(一団地認定は縦覧のみ。)

エ 手数料

今回の変更による手数料の改定はありません。ただし、完全セルフによる発行の場合、支払方法は**原則、現金となります**。キャッシュレス決済も可能ですが、職員による対応を要するため、**10分程度、お時間をいただくことがございます**ので御注意ください。

WEB 閲覧システムの
御利用はこちらから



セルフ検索システム
(窓口システム)

問合せ先

川崎市まちづくり局指導部建築管理課 松本
電話 044-200-2754

令和8年3月16日（月）から

～ **いつでも、どこでも、便利に** ～

建築計画概要書等の **WEB 閲覧** と 窓口での **セルフ方式** による書類交付を 開始します！

川崎市では、令和8年3月16日から、建築関連情報等 WEB 閲覧システムによる建築計画概要書等の WEB 閲覧を開始します。

併せて、窓口システムの改修を行い、各種書類の取得方法の変更（完全セルフ化）とシステムで閲覧・取得できる書類の追加を行います。

WEB 閲覧システムについて **新規**

- 御自身の PC やスマートフォン等から、建築計画概要書、定期報告概要書、開発登録簿の**閲覧**ができます！（開発登録簿は参考図書としての公開）
- 閲覧した建築計画概要書等の**印刷**ができます！
- 閲覧・印刷に係る手数料は**無料**です！
- e-KAWASAKI との併用により台帳記載事項証明の**電子申請**ができます！
- 平日の早朝・夜間や土日祝日など**開庁時間以外も利用**できます！

窓口システムについて **変更**

- 書類交付に係る**全ての処理を来庁者自身で**行えます（**完全セルフ化**）！
 - 窓口システムから**閲覧・取得できる書類を追加**します！
 - ① 位置指定道路の図面の閲覧及び証明の交付（建築審査課から移管）
 - ② 一団地認定の縦覧（建築指導課から移管）
- ※ 完全セルフ化に伴い、支払方法は**原則、現金となります**ので御注意ください。



Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

【本件に関するお問合せ先】

川崎市 まちづくり局 指導部 建築管理課
TEL : 044-200-3015

＜参考＞令和8年3月16日以降に建築計画概要書等を閲覧・取得する方法

新 規

変 更

システム名		建築関連情報等 WEB 閲覧システム (※1)	オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)	建築関連情報等 セルフ検索システム (※2)	
利用方法	利用できる場所	<u>ご自宅、オフィス等 (オンライン)</u>	ご自宅、オフィス等 (オンライン)	市役所本庁舎 18 階 (窓口)	
	利用する機器	<u>ご自身やオフィスの PC、スマホ等</u>	ご自身やオフィスの PC、スマホ等	市役所窓口の 専用 PC 等	
	利用できる時間(※3)	<u>毎日 7:00～24:00</u>	毎日 24 時間	開庁日のみ 8:30～17:00	
	建築物等の検索方法	<u>地図、キーワード</u>	なし	地図、キーワード	
	手数料の支払方法	<u>なし</u>	クレジットカード、PayPay	<u>現金</u> (※4)	
閲覧・取得できる情報	建築計画概要書の 写し	閲覧	<u>無料</u>	×	無料
		取得	<u>無料</u>	300 円/通	300 円/通
	台帳記載事項証明	取得	<u>300 円/通+送料</u> (※5)	300 円/通+送料	300 円/通
	定期報告概要書の 写し	閲覧	<u>無料</u>	×	無料
		取得	<u>無料</u>	×	300 円/通
	開発登録簿の写し	閲覧	<u>無料</u> (※6)	×	無料
		取得	<u>無料</u> (※6)	470 円/通	470 円/通
	位置指定道路の 図面の写し・証明	閲覧	×	×	<u>無料</u>
		取得	×	300 円/通+送料	<u>300 円/通</u>
	一団地認定の写し	縦覧	×	×	<u>無料</u>
その他証明 (宅造証明等)	取得	×	300 円/通+送料	300 円/通	

(※1) ・利用開始日時：令和8年3月16日(月)午前7時

・公開 URL：<https://kenchikujoho.city.kawasaki.jp>

・利用にあたっては、事前にオンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)で利用者登録の申請を行っていただき、その申請を本市が承認する必要があります。審査には一定のお時間がかかりますので、余裕を持って申請を行うようにしてください。

・**営利目的の閲覧、目的不明の閲覧、私的使用の範囲を逸脱した閲覧、大量閲覧、建築物を特定しない閲覧はお断りします。**

・閲覧できる書類や利用方法等の詳細につきましては、本市ホームページを御確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000181736.html>

(※2) ・従前より職員が行っている書類の印刷や手数料の徴収に係る事務をシステムによる自動処理に変更します。これにより、物件の検索から書類交付までの全ての処理を来庁者自身で行えるようになります。

(※3) ・メンテナンス等の都合により、事前の通知なく、利用を停止または制限することがあります。

(※4) ・完全セルフ化に伴い、支払方法は**原則、現金となります**。また、**1円、5円、2千円札、5千円札、1万円札は使用できません**ので、あらかじめ**硬貨(10円、50円、100円、500円)または1千円札の御準備をお願いいたします**。なお、キャッシュレス決済も利用可能ですが、職員による対応を要するため、**10分程度、お時間をいただくことがございます**ので御注意ください。

(※5) ・建築関連情報等 WEB 閲覧システムとオンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)を併用することにより、台帳記載事項証明の取得が可能です。

(※6) ・**開発登録簿は参考図書としての公開となります**。

WEB 閲覧システムの
御利用はこちらから



利用方法等の
御確認はこちらから

